

議案第 127 号

伊賀市公共下水道条例の一部改正について

伊賀市公共下水道条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 24 年 12 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市公共下水道条例の一部を改正する条例

伊賀市公共下水道条例（平成 16 年伊賀市条例第 219 号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

伊賀市下水道条例

目次を次のように改める。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 公共下水道

第 1 節 公共下水道の設置（第 2 条の 2）

第 2 節 排水設備の設置等（第 3 条―第 8 条）

第 3 節 公共下水道の使用（第 9 条―第 17 条）

第 4 節 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等（第 18 条―第 22 条）

第 5 節 雑則（第 23 条―第 32 条）

第 3 章 都市下水路（第 33 条・第 34 条）

第 4 章 委任（第 35 条）

第 5 章 罰則（第 36 条・第 37 条）

附則

第 1 条中「公共下水道の設置、管理及び使用」を「公共下水道及び都市下水路の設置、管理並びに公共下水道の使用」に改める。

第2条中第15号を第18号とし、第6号から第14号までを3号ずつ繰り下げ、第5号を第6号とし、同号の次に次の2号を加える。

(7) 排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。

(8) 処理施設 法第2条第2号に規定する処理施設をいう。

第2条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 都市下水路 法第2条第5号に規定する都市下水路をいう。

第2条の2の前に次の節名を付する。

第1節 公共下水道の設置

第2条の2の次に次の節名を付する。

第2節 排水設備の設置等

第2章の章名を削り、第1章の2の章名中「公共下水道の設置」を「公共下水道」に改め、同章を第2章とする。

第8条の次に次の節名を付する。

第3節 公共下水道の使用

第3章の章名を削る。

第15条第3項中「第14条」を「前条」に改める。

第30条を第37条とする。

第29条第3号中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同条第7号中「第18条又は第21条」を「第23条又は第26条」に改め、同条第8号中「第25条第2項」を「第30条第2項」に改め、同条第9号中「第18条若しくは第21条」を「第23条若しくは第26条」に改め、同条を第36条とする。

第4章中第28条を第35条とし、第27条を第32条とし、第26条を第31条とする。

第25条第1項中「第21条」を「第26条」に改め、同条第3項中「第22条」を「第27条」に改め、同条を第30条とする。

第24条を第29条とする。

第23条中「第21条」を「第26条」に改め、同条を第28条とする。

第22条を第27条とし、第18条から第21条までを5条ずつ繰り下げる。

第4章の章名を削る。

第32条の次に次の1章及び章名を加える。

第3章 都市下水路

(都市下水路の維持管理の基準)

第33条 都市下水路の維持管理に係るしゅんせつは、1年に1回以上行うものとする。ただし、下水路の排除に支障がない部分については、この限りでない。

(準用規定)

第34条 第18条、第19条、第21条及び第23条から第30条までの規定は、都市下水路について準用する。この場合において、第23条第1項、第24条及び第26条中「法第24条第1項」とあるのは、「法第29条第1項」と読み替えるものとする。

第4章 委任

第17条の次に次の1節及び節名を加える。

第4節 公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第18条 公共下水道の排水施設及び処理施設（これを補完する施設を含む。第20条において同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置を講ずるものとする。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置を講ずるものとする。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置を講ずるものとする。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓^{とう}継手の設置その他の規則で定める措置を講ずるものとする。

(排水施設の構造の基準)

第19条 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠^{きょ}の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置そ

の他水勢を緩和する措置を講ずるものとする。

- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置を講ずるものとする。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設ける。
- (5) また又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設ける。

(処理施設の構造の基準)

第20条 第18条に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置を講ずるものとする。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずるものとする。

(適用除外)

第21条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施工するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(終末処理場の維持管理に関する基準)

第22条 終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節する。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去するものとする。
- (3) 急速濾過法による場合は、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水压を調節するものとする。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずるものとする。
- (5) 臭気、蚊、ハエ等の発生を防止に努めるとともに、構内の清潔を保持するものとする。

- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずるものとする。

第5節 雑則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する施設のうち、改正後の伊賀市公共下水道条例第18条から第20条までの規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、施行日後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事に必要が生じたものを除く。）の工事に着手したものについては、この限りでない。